理容師制度における養成方法の検討

全国

- （令和7年8月14日　厚生労働省健康・生活衛生局長通知　健生発0814第2号）

規制改革の内容

措置前

理容師数が減少する中で、消費者ニーズ等の高度化・多様化が進み、理容師に求められる役割や技術等の在り方が多様化・複雑化している。

措置内容

理容師養成施設における実習としての選択課目に係る校外実習の単位数・時間数の設定を弾力化。

効果

消費者ニーズに沿った知識及び技術を修得し、理容師の担い手を確保するとともに、より良いサービスを提供し、質の向上を図る。

規制改革の概要

措置前

選択課目に係る校外実習は「教科課目の区分ごとに５分の１」が上限

（例）

課目A 40時間	課目B 60時間	課目C 30時間
校外実習 8時間	校外実習 12時間	校外実習 6時間

現場の経験を積みたい課目の校外実習時間が限られる・・・

措置後

選択課目に係る校外実習の上限を「**教科課目全体**の５分の１」にし、校外実習を重点的に行う選択課目の設定を弾力化

（例）

課目A 40時間	課目B 60時間	課目C 30時間
校外実習 **3時間**	校外実習 **20時間**	校外実習 **3時間**

校外実習　26時間

現場で求められる技術・態度を重点的に学ぶ機会を提供！